

公 示

「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」
について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して
下さい。

平成 7 年 1 月 2 9 日

国土交通省 関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所長
斎 藤 充 則

記

1. 協定の目的

相模川水系広域ダム管理事務所が管理するダム管理施設等において発生した
災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について相模
川水系広域ダム管理事務所と災害協定会社の双方がその確保及び動員の方法を
定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営
を期することを目的とします。

2. 協定内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙のとおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、土木関係の応急復旧等
を想定しています。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1
条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）令和 7 ・ 8 年度一般競争（指名
競争）入札参加資格の定期受付において「一般土木工事 A、B、C 又は
D 等級」、「維持修繕工事」の両方又はいずれかに令和 7 年 2 月 7 日ま
でに申請を行い受理されて、令和 7 年 4 月 1 日に認定がなされる者であ
ること。（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更正手続

開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

なお、審査基準日は令和 7 年 2 月 26 日（水）（技術資料提出期限）とする。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書類の提出期限の日から協定締結までの期間に関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 別表「近隣地域一覧表」に該当する区域内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。
- (6) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。（年 1～2 回程度）
- (7) 災害協定に基づき申請者と請負契約を取り交わす時点において、申請者が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。
ただし、当該災害協定を締結する時点においては、申請者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 協定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5. 申請書類

- (1) 申請書 土木様式－1
- (2) 調査票 土木様式－2

※調査票は、令和 7 年 2 月 26 日現在で作成して下さい。

6. 申請書類の提出

申請書類を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）、又は電子メールにより提出して下さい。

郵送で提出する場合は、封筒の表に業者名、協定名の郵送である旨を記載し

て下さい。

電子メールの場合は、申請書類の形式はMicrosoft-word形式もしくはPDF形式で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けません。

(1) 受付期間

令和7年1月29日(水)から令和7年2月26日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

(2) 受付場所及び問い合わせ先

〒252-0156 神奈川県相模原市緑区青山字南山2145-50
国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所 施設管理課
TEL 046-281-6911

電子メールアドレス: kaneko-n8310@mlit.go.jp

担当 施設管理課 金子 昇

(3) 提出物及び部数

提出物

申請書(土木様式-1)

調査票(土木様式-2)

提出部数 1部

7. 審査基準

(1) 下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
1. 災害協定に基づく出動要請を行った場合に出動できる建設機械等の台数 (土木様式-2)	下記のいずれかの建設機械の保有の有無 ・バックホウ(0.45m ³ 以上) ・ブルドーザ(3t以上) ・ダンプトラック(2t以上) ・移動式クレーン(4.9t吊以上) (協力会社等含む※)	建設機械を保有していない場合
2. 災害協定に基づく出動要請を行った場合の技術者 (土木様式-2)	下記資格等を1つ以上有している技術者の有無 ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」又は「森林-森林土木」とするものに限る。)) ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建設機械施工管理技	資格等の保有者を確保できない場合

	士 ・建設業法第7条第二号イ、ロに定める者 イにあつては、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者。	
3. 災害協定に基づく出動要請を行った場合の作業員（土木様式－2）	作業員の有無 （協力会社含む※）	作業員を確保できない場合
4. 神奈川県内において、関東地方整備局発注工事の工事実績（土木様式－2）	神奈川県内において、関東地方整備局発注工事の平成21年度以降の元請けとしての施工実績	施工実績が無い場合
5. 過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の令和4年4月1日から令和6年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が60点未満の場合

※建設機械の保有に関して、自社保有であることを証する書面の写し、又は協力会社・協定会社又はリース会社（以下「協力会社等」という。）との協定・契約等の写しを添付して下さい。

※協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる作業員の人数は、協力会社等の数量を含めてもかまいません。

※作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社等との協定・契約等の写しを添付してください。

（2）下記項目について評価対象とはしませんが、該当する場合は記載して下さい。

項 目	内 容	備 考
災害協定に基づく出動要請を行った場合に提供できる備蓄資材の可否 （土木様式－2）	備蓄資材（碎石・栗石、大型土のう袋、敷鉄板）	

※備蓄資材は、協力会社等の数量を含めてもかまいません。

8. 選定結果の通知

提出された申請書類を審査の上、「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」（以下「災害協定（一般土木）」という。）の選定結果を申請者へ書面にて通知する。

なお、通知は令和7年3月11日（火）を予定しています。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できないと通知を受けた申請者は、相模川水系広域ダム管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由書式）により説明を求めることができる。なお、持参、郵送（書留に限る。必着のこと。）又は電子メール（書面はPDF形式とする）で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けない。

（1）提出期限

令和7年3月12日（水）から令和7年3月19日（水）までの（土日祝日を除く）8時30分から17時15分までとします。

（2）提出場所

6.（2）の受付場所と同じ。

（3）回答期限及び方法

令和7年3月27日（木）まで（土日祝日を除く）に電子メールで担当者あて通知する。

10. その他

（1）申請書類作成等に要する費用は、提出者の負担とします。

（2）申請書類は、相模川水系広域ダム管理事務所ホームページの「最新のお知らせ」からダウンロードしてください。相模川水系広域ダム管理事務所ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/sagami/>

（3）提出された申請書類は、当目的以外には使用しません。

（4）提出された申請書類は返却しません。

（5）災害協定締結後、所定の書式により緊急時・平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数の保有等の状況調査を行います。

調査内容、時期は以下のとおりです。

①調査内容

- ・ 緊急時、平常時の担当者連絡先、担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス
- ・ 技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、出勤可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所
- ・ 他機関との協定状況
他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

- ・ 毎年4月期に依頼します。

③提出先

6.（2）の受付場所と同じ。

④提出方法

持参、郵送、又は電子メールによるものとします。

- (6) 令和7年度以降の関東地方整備局における「一般土木工事A、B、C又はD」、「維持修繕工事」の両方またはいずれかに係る一般競争（指名競争）入札参加資格の認定を受けられない場合は、以後協定は無効となります。
- (7) 総合評価落札方式による入札における加点について
本災害協定を締結する者は、相模川水系広域ダム管理事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価される工事です。
- (8) 協定に基づく工事の依頼について
本協定に基づく出動の依頼については、事案の場所、規模、発生時に出勤できる人員等の状況等を考慮して行う。
- (9) 協定の解除
提出された協定参加申請書に虚偽の記載があった場合は、協定締結後であっても協定を解除する。
- (10) 本公示文、協定書（案）、協定区間、申請書及び調査票については、当事務所のホームページにて、閲覧が可能です。

以 上

近隣地域一覧表

<神奈川県>

横浜市、川崎市（麻生区、多摩区、宮前区、高津区、中原区、幸区）、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、小田原市、南足柄市、愛川町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、清川村

<山梨県>

上野原市、大月市、都留市、西桂町、小菅村、道志村、山中湖村、忍野村

<東京都>

世田谷区、杉並区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、武蔵村山市、青梅市、あきる野市、西東京市、東大和市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村